

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案について

令和 5 年 5 月
内閣府民間資金等活用事業推進室

1. 背景

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第100号。以下「改正法」という。）は、令和4年12月16日に公布され、令和5年6月15日に全面施行される。

今回定める民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（以下「内閣府令案」という。）は、改正法のうち、内閣府令で定めるとされた事項の具体的な内容について定めるほか、所要の改正を行う。

2. 内閣府令案の概要

改正法により新設される民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条の2第1項により、公共施設等運営権者が公共施設等の管理者等に対し実施方針の変更を提案する場合に添えなければならないとされている「その他内閣府令で定める書類」を、「維持管理としての工事による公共施設等運営事業の効果の増進及び効率性の向上に関する評価の過程及び方法を示す書類」と定めるほか、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布： 令和5年6月上旬

施行： 令和5年6月15日